2023年度浜松市中山間地域における遊休財産貸付に関する公募型プロポーザル方式
共通募集要項等の修正箇所

（2023年８月８日）

修正箇所	修正前	修正後
募集要項 ２　対象物件 (4)　現地の物件確認	本プロポーザルに参加を検討する者は、現地で物件を確認することができる。見学を希望する者は、各物件の所管課に現地見学申込書（様式１）を提出すること。	本プロポーザルに参加を検討する者は、現地で物件を確認すること。確認する際には、各物件の所管課に現地確認申込書（様式１）を提出すること。
募集要項 ３　本プロポーザルの概要 (2)　貸付条件	（新設）	セ 借受人は、防災ヘリポートとして指定している貸付物件について、常時、防災ヘリコプター等が使用できる態勢等を貸付人との協議により決定すること。
募集要項 ４　対象物件の事前調査・確認	（新設）	４　対象物件の事前調査・確認 (1)　対象物件の調査の原則 応募者は、応募を検討し、また、企画提案書を作成するために、必要な調査を自ら行わなければならない。 (2)　対象物件の現地確認 応募者は、参加意向申出までに現地で物件を確認すること。なお、現地確認の際には物件の所管課へ現地確認申込書（様式１）を提出すること。 (3)　その他の調査・確認 応募者は、企画提案書提出前に、企画する事業に必要な事項について以下の通り確認すること。 ア　対象物件の状態（施設廃止前の状況や管理状況等）、図面

		の有無等については、対象物件の所管課へ確認すること。なお、所管課は保管している図面等を開示するが、この図面等は必ずしも物件の現況を表しているものではないことに留意し、その確認が必要な場合は応募者が自ら調査を行うこと。 イ　対象物件の飲料水・生活用水の供給施設、汚水処理施設、電気配線等の状況については、自ら調査を行うこと。また、施設までの接続の可否や利用を開始する方法についてはサービス提供者へ確認すること。 ウ　増築、改築、工作物の設置等に関する法令上の規定、消防設備等の必要な点検、用途変更の手続き、その他、事業に際して必要な条件や規定については、自ら調査し、関係機関等に確認すること。 ※増築、改築、工作物の設置等を行うには、法令上の規定の有無に関わらず、貸付人（浜松市）の承認を得る必要があります（様式２（契約書案）を参照）
様式１	現地見学申込書	現地確認申込書
様式２－１ 様式２－２－１ 　第２条２	（新設）	（）　借受人は、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの離着陸場に位置付けられている貸付物件について、緊急時の離着陸場の用途で使

		用することについて承諾するものとする。 （ ） 借受人は、別記２の施設配置図に記載する消防防災ヘリコプター及びドクターヘリコプ ターの離着陸場に位置付けられている貸付物件について、土地の定着物及び速やかに撤去できない工作物等は設置できないものとし、常時、離着陸場として使用できる態勢を維持できる態勢等を貸付人との協議により決定するものとする。
様式３	次の物件について、プロポーザルの参加を申し込みます。 2023 年度浜松市中山間地域における遊休財産貸付に関する公募型プロポーザル方式共通募集要項に記載の条件を十分理解し、また、規定する参加するために必要な資格を満たしていることを誓います。	浜松市の中山間地域における遊休財産の貸付契約について、以下の事項に誓約し、下記の通りプロポーザルの参加を申し込みます。 □ 現状有姿での貸付となることに同意すること。 □ 対象物件について現地で確認を行っており、また、企画する事業に必要な事項について自ら調査を行うこと。 □ 貸付物件を使用するための一切の修繕及び維持管理を自らの責任と負担で実施すること。 □ その他、2023 年度浜松市中山間地域における遊休財産貸付に関する公募型プロポーザル方式共通募集要項に記載している貸付条件につい

		て十分理解し、また、参加するために必要な資格を満たしていること。